

知事の政治姿勢について

国では例年どおり概算要求がなされ、来年度の予算編成が進められている。知事は、来年度の県の予算編成に向けて、今後どのような方針で臨むのか伺うとともに、今後のスケジュールについても併せて伺う。

三林議員の代表質問にお答えします。

まず初めに、来年度の予算編成についてであります。私としましては、

- ・「中越沖地震への対応」を最優先としつつ、
- ・政策プランに掲げた「本県経済の自立・発展」、「少子高齢化社会への対応」等の本県の重要課題に対し、さらなる重点化を図る予算としてまいりたいと考えております。

このため、

- ・まずは、県有財産の有効活用や、人件費を含めた内部管理経費の効率化等、歳入歳出両面での努力による財源確保についてさらに検討を行った上で、
- ・10月中を目途に予算編成のフレームを固め、編成作業を進めてまいりたいと考えております。

米国ミネソタ州において、高速道路の橋の崩落事故が発生し、橋の保守管理の大切さを再認識させられた。本県における橋の点検状況と今後の維持・補修への取組について伺うとともに、来年度予算編成に向け維持・補修系予算の確保についての考えを伺う。

土木部長 答弁

本県における橋梁の点検状況についてであります。

橋長15m以上の橋梁を対象に昭和60年度から定期点検を実施しており、今年度から国の補助制度を活用して長寿命化修繕計画の策定に着手し、

- ・ 架替えや補修といった総管理費用の縮減
- ・ 施設の長寿命化

に取り組むこととしております。

また、来年度予算編成に向けた維持・補修系予算の確保についてであります。橋梁をはじめ公共土木施設の計画的・効率的な維持管理・更新を実施するため、投資事業とのバランスをとりつつ、維持・補修系予算の必要額の確保に努めてまいりたいと考えております。

「中小企業の受注機会の増大による地域産業の活性化に関する条例」の制定にあたって、知事は何を期待し、県はどのような役割を果たしていくのか、条例制定の意図について伺う。

次に、「中小企業の受注機会の増大による地域産業の活性化に関する条例」の制定意図についてであります。

県内景気の先行きが懸念される中、県内企業の太宗を占める中小企業の経営の安定・向上は、雇用の場の確保や県経済の活性化を図る上で、重要な課題であります。

このため、県自身の発注等において県内調達に努力するだけでなく、本条例の制定を契機に、県自らが旗振り役となって、県内にある公的機関や事業者に対して、地元調達への理解や配慮を求めていくことにより、県内中小企業の受注拡大を促進してまいりたいと考えております。

本県の建設業は、地域における雇用の場の確保や災害時の応急対応など重要な役割を担ってきた。受注機会が減り企業存続の意欲が減退する今日にあって、この条例の制定は大きな期待を抱かせるものと思うが、建設業に対しては、今後どのように対応するのか伺う。

次に、建設業への今後の対応についてであります。

地域において重要な役割を果たしている建設業が健全な経営ができ、魅力的な産業として存続できるよう、条例を梃子に、国の出先機関、東日本高速道路株式会社などの公的機関や民間事業者に対して、県内企業の優先的活用を要請してまいりたいと考えております。

また、県の建設工事の発注にあたっては、地域保全型工事の拡大など、地元に着目し地域に貢献している企業の受注機会の拡大を図ってまいりたいと考えております。

全日空福岡便の休止の方針が伝えられたことを受け、知事も緊急に運航継続の申し入れを行ったと聞いている。一度廃止された航空路の復活は難しいとも聞いており、存続に向けて緊急に対応しなければならないと考えるが、知事の所見と今後の対応について伺う。

次に、福岡線存続に向けての今後の対応等についてであります。

福岡線は、新潟空港唯一の九州路線として年間14万人が利用する重要路線であり、休止となった場合、新潟と九州の間のビジネスや観光など経済的損失は避けられず、本年7月に発生した新潟県中越沖地震からの復興に、県民一丸となって取り組んでいる当県に極めて深刻な影響を及ぼすことになると考えております。

これまで、私が、全日空社長と急遽面会し、福岡線存続の要請を行ったほか、新潟市、県内経済4団体及び日本旅行業協会新潟県地区会など、県内の様々な団体や企業が運航継続を要請して参りました。

引き続き、これらの団体と連携を図り、国や全日空に対して地方の切捨てにならないような措置を要請して参る所存であります。

国交省の概算要求に盛り込まれた新潟東港コンテナバースの整備については、確実に来年度着工するためには、知事が率先して取り組む課題と考える。新潟東港コンテナターミナルについての知事の現状認識と今後の整備に向けた取り組みについて伺う。

次に、新潟東港コンテナターミナルの現状認識と取組についてであります。

近年は、コンテナ取扱量が順調に増加し、平成18年度は、16万5千TEUを超え、過去最高となっておりますが、バースが不足しているため、年々船舶の沖待ちも増加し、運航スケジュールの遅れに伴う抜港の危険も感じています。

このため、コンテナバースの早期整備について、早くから国土交通大臣へ直接要望を行い、来年度概算要求に盛り込まれたところです。

今後、来年度の予算獲得に向け、財務省に対して積極的に要望活動を行って参ります。

マスコミによれば来春にも開設が予定されている日本、ロシアと韓国とを結ぶ日本海横断定期フェリー航路の本格的運航の前に、知事は、年内に1度でも運航するよう求めたとも報道されているが、フェリー就航に向けての知事の所感と県の対応について伺う。

次に、日本海横断定期フェリー就航に向けての所感と県の対応についてであります。

このフェリー航路は、本県の北東アジア交流圏の表玄関としての拠点性向上に大きく寄与するものと期待しております。

一方で、国際フェリー航路の開設には、多くの関係者の共通認識と合意が必要です。特に本航路は、関係国が多く、これらの国の関係者の思惑も一致する必要があると、時間を要していると認識しています。

県といたしましては、関係国自治体との意思疎通を図り、C・I・Qなどの関係機関との連携による円滑な航路開設、集荷や集客の促進など、引続き支援に努めてまいりたいと考えております。

佐渡汽船の計画通りに増資が行われた場合、県の出資比率が低下し、日本で初めての第3セクターとして設立された経緯と意義を示してきた県の関与の形が変わることとなるが、知事はどのように考えているのか所見を伺う。

次に、佐渡汽船に対する県の関与についてであります。県としましては、上場会社の株の半数を公共団体が保有し続けてきたことで、経営に対するチェック機能が甘くなり、本来経営陣が持つべき株主に対する意識が希薄になった結果、債務超過を生じさせるような過大投資につながったのではないかと考えております。今回の増資により、本来働くべき企業統治原則（コーポレートガバナンス）が正常に機能することを期待しております。

なお、県の関与については、地元の意向も踏まえながら、必要な施策を行ってまいりたいと考えております。

新聞報道によれば、知事は、佐渡汽船の具体的な経営再建策については、「別途議論が必要である」との認識を示しているとのことだが、佐渡汽船の経営について、どのような方向を目指しているのか、しっかりとした経営再建策を立案させるためにも、知事がはっきりと考えを明示しておくべきと考えるが、知事の所見を伺う。

次に、佐渡汽船の経営についてであります。

今回の増資により、過去の投資の失敗による債務超過の解消が図られ、ジャスダックの上場廃止は回避できると考えております。ご指摘の新聞報道につきましては、本業である海上運送業については、中越沖地震による風評被害の影響もあり、輸送人員が伸び悩んでいることから、現行の航路の運航体制の維持に、経営陣が先行き懸念を持っているのではないかとの認識の下で発言したものです。

県としましては、まず、事業者と地元が航路とサービスについて、どのように考えるか協議すべきと考えています。県がトップダウンで決める性質のものではないと考えています。

今年度から2年間にわたり県、佐渡市及び上越市が共同で航路の維持に向けて公的支援を行っている中で、佐渡汽船が2隻から1隻へ運航体制の見直しを行う意向があると聞いているが、運航体制の見直しが提示された場合、県はどのように対応するのか伺う。

次に、小木直江津航路の1隻体制についてであります。現在のところ、県は佐渡汽船から申入れを受けていないため、詳細については承知しておりません。

小木直江津航路につきましては、地元から存続の要請が強かったことから、現在、「小木直江津航路のあり方検討会議」の最終報告に基づき、関係者で誘客努力や公的支援等を行い、同航路の損益の改善を図っているところであります。

今後、仮に佐渡汽船から申入れがあった場合は、県としては、地元の意向を踏まえ判断してまいりたいと考えております。

先般、美咲町の県有地を売却する旨の記者発表があった。一部ではあるが、売却することとしたこれまでの経緯と今後の方針について知事の所見を伺う。

次に、美咲町県有地の一部を売却することとした経緯についてであります。

土地取得後の地価下落もあり、評価損が発生していたにもかかわらず十分議論されてこなかった中で、長期間にわたり放置されてきたことは遺憾なことと思っています。このため、民間による開発も視野に入れた「開発可能性調査」を昨年度実施し、その結果、民間による一定の利活用ニーズを把握できたことから、このたび、一部を流動化させることとしたものであります。

また、今後の方針についてであります。残る土地につきましては、民間による利活用も含め、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

新井郷川排水機場の不正経理問題で、責任がありながら、既に退職したため処分を免れている元職員への対応について、刑事上の対応を含め、知事の所見を伺う。

次に、新井郷川排水機場の不正経理問題における元職員への対応についてであります。

この問題の刑事上の責任につきましては、その判断を司法当局に仰ぐべく、県が受けた被害を警察に届け出たところであります。

今後、その責任が明らかになるものと考えておりますので、県といたしましては、その責任に応じて厳正な対応をしてみたいと考えております。

不正経理の全額4,388万円を県が一括請求していることを不服として、豊栄土地改良区が新潟地方裁判所に民事調停を申し立てていることに対して、知事はどのような姿勢で臨んでいくのか伺う。

次に、不正経理の民事調停についてであります、

この問題は、県の調査結果では、新井郷川排水機場の廃棄物処理を巡り、県職員、土地改良区職員及び廃棄物運搬業者が関与したものであります、

土地改良区が受託した委託業務における不正経理であることから、委託金を受領した土地改良区に、不正受給額全部の返還を求めたものであります。

これに対し、土地改良区から民事調停の申立てがあり、調停委員による整理が行われているところであります。

県としましては、今後、県の調査結果を踏まえつつ、土地改良区の主張も確認しながら、調停に臨んでいきたいと考えております。

警視庁の警察官がストーカー行為をした上に女性を拳銃で殺害し自殺した事件で、石原都知事は、犯人であるにもかかわらず死亡退職金を支給せざるを得ない職員退職条例の見直しを表明した。本県の条例も東京都と同様なことから、今後改正すべきと考えるが、知事の考えを伺う。

次に、職員の退職手当条例の見直しについてであります。御指摘の事件は、国民の公務に対する信頼を著しく損ねるあつてはならない行為であります。本県の現行制度においても、東京都と同様に、こうしたケースを想定しておらず、遺族に対して手当を支給する制度となっております。

本県としましても、今後、支給・不支給の判断の基礎となる事実の認定方法などを研究し、県民から不信感を抱かれることのない制度となるよう今年度中に条例改正を行いたいと考えております。

未だ進展の兆しが見られない拉致問題については、経済制裁措置が10月13日にその期限を迎える。そこで、経済制裁について知事の所見を伺うとともに、7月に要望済みではあるが、再度、期限の延長を国へ強く要請していただきたいと思うが、知事の考えを伺う。

次に、北朝鮮に対する経済制裁措置についてであります。政府が進めてきた「対話と圧力」の基本方針は、北朝鮮に対して毅然とした態度により、拉致問題の早期解決を目指してきたものであり、経済制裁は、北朝鮮に大きな心理的圧迫を加えてきたものと認識しております。

今後は、自らの手で拉致問題を解決したいという福田総理の言葉の実現に強く期待しつつ、「いわゆる対話路線」の内容を十分に見極めながら、早期に全面解決が図られるよう、必要な働きかけを行ってまいりたいと考えております。

中越沖地震について

中越大震災の復興へとようやく歩み出したそのときに、再び中越地域を襲った今回の中越沖地震について、知事の所感を伺う。

次に、中越沖地震についてお答えします。

まず、今回の地震についての所感であります。

3年前の中越大震災の惨禍からようやく復興へ踏み出した中越地域を襲い、11人の死者と2千人近い負傷者を出し、住民の方々に再び恐怖と大きな心の傷をもたらしました。

今回の地震は、地方の典型的な中堅都市を襲った災害として、公共インフラ以上に、住宅や宅地、職住一体の商店街など個人財産の被害が大きく、水道・ガスなどライフラインの寸断と併せ、住民の日常生活を直撃したものです。

また、原子力発電所が被災したことや、全県的な風評被害を生じたことも大きな特徴であります。

現地で大きく破壊された住宅などを目の当たりにし、避難所で不安な生活を送る皆様にお会いして、3年前の大震災の記憶が蘇り、胸が締め付けられる思いでした。そして、一日も早く、被災者の方々に生活を再建していただくとともに、地域を復興していく責務を痛感し、決意を新たにしているところでもあります。

中越沖地震の復興にあたっては、生活再建支援が一番の重要課題であると認識している。特に、高齢化が進む中心市街地に被害が大きく、宅地や家屋、商店街等に多くの被害を蒙ったことから、店舗兼住宅等への支援や商店街の復興など個人資産への支援が必要と考える。知事は、今後どのような視点で地震からの復興を図っていくのか伺う。

次に、中越沖地震からの復興についてであります、議員御指摘のとおり、地域の復興には個人資産への支援も必要と考えております。

また、今回の地震の特徴から、商店街を含むまちの再生や原子力発電所の被災から生じた風評被害の払拭など、中越大震災とは異なる視点での取り組みを進めてまいります。

今回の復興基金には、経済産業省分の400億円が上乗せされ、商店街等の復興に大きな期待が寄せられている。復興基金の創設にあたっては、中越大震災の基金が使いづらいとの声もあることから、何よりも被災者の皆さんにとって使い易いメニューでなければならないと考えるが、その内容と基金理事会の構成メンバー等について伺う。

次に、中越沖地震復興基金についてであります。

事業メニューについては、当面、基金設立と同時に、被災者生活再建や住宅再建など被災者の生活の根幹に関わる支援メニューを理事会に諮ることとし、商店街の復興や生業再建などについても、被災者や被災地の声をお聴きしながら、必要な支援策を順次検討してまいりたいと考えております。その際、中越大震災復興基金での経験も踏まえ、簡素な申請手続きなども含め被災者の方々の使い易さに配慮してまいります。

また、新たな復興基金の理事会構成メンバーについてであります。行政のほか、被災者、被災地の実情を熟知している方々や、全県的な立場での検討にふさわしい方々をお願いしてまいりたいと考えております。

今回の地震では、設計時に想定した3.6倍もの加速度を観測し、原子力発電所の耐震安全性に大きな疑問が生じた。知事は、柏崎市や刈羽村とともに、東京電力に対して「地域の了解なしには再稼動しないよう」安全協定に基づく措置要求を行ったが、今後、県として原子力発電所の耐震安全性の確保にどのように関わっていくのか伺う。

次に、耐震安全性の確保に対する県の関わりについてであります。

現在、国において「中越沖地震における原子力施設に関する調査・対策委員会」を設置して検討を始めております。県も委員として参加し、安易に再開に向けて議論するのではなく、地震による影響や耐震安全性などについて徹底した検証を行い、十分な対策を講ずるよう引き続き働きかけてまいります。

これに加えて、今回の地震で明らかになった課題については、迅速かつ正確な情報提供と大規模自然災害等による原子力発電所の被災や複合災害にも対応できる体制が構築されるよう、原子力災害対策特別措置法を改正すること、併せて危機管理体制の充実・強化及び原子力安全・保安院の分離独立などを、国に要望しているところであります。

東京電力は、今回の地震を踏まえて、海域を含む周辺地域の地質調査を行うこととした。現在、設置許可時の海域での震源断層の過小評価が問題となっており、海域の調査については、国などの第三者による確認が必要と思うが、知事の所見を伺う。

次に、海域調査の国による確認の必要性についてであります
すが、

議員ご指摘のとおり、断層調査については、最終的に国が責任を持つべきものと考えております。

また、今回の地震を引き起こした断層については、東京電力のほか、国の機関も海域の調査を行っているところでありますが、そこで得られるデータ及び分析結果については、国が評価をすることとなります。

県といたしましては、地質調査について技術委員会で精査し、必要な措置を国に求めるなど、県民の安全と安心を第一に対応してまいりたいと考えております。

想定を超えた地震により、発電所敷地内の火災や放射性物質の漏えいが発生したにもかかわらず、地震災害ということで国による住民避難等の迅速な判断や安全性に関する正確な情報提供が行われず、多くの国民が不安を持ち続けることとなった。これを受け、知事は、原子力災害対策特別措置法の改正を国に要望しているが、なぜ改正が必要であると考えているのか伺う。

次に、原子力災害対策特別措置法改正の必要性についてありますが、

地震発生直後、黒煙が上がっている映像が全国に放映される中で、正確な情報が伝わらなかったことから、地域住民のみならず多くの国民が不安を持ったところであります。

これらの背景として、現行法には、

- ・放射能放出まで時間的余裕のある事故を前提とし、大規模な自然災害や複合災害等を想定していないこと
- ・事業者から、基準以上の放射能漏れ又は停止機能の喪失等の通報がないと適用されないこと
- ・国が自律的に安全か否かを判断し、その情報を発信する仕組みがないこと
- ・住民避難は、内閣総理大臣が判断することとされ、地元自治体の長による判断ができないこと

等の課題があり、国に対して改正を要望しているところでもあります。

発電所敷地内で発生した火災に対して、自衛消防が機能しなかったことや消火栓等資機材の不備、地域への情報提供の遅れなど、東京電力の危機管理体制に対して様々な課題が明らかになったが、県として、今後どのように対応していくのか伺う。

防災局長 答弁

東京電力の危機管理体制についてであります、
今回の地震に対する東京電力の危機管理対応は、議員ご指摘のとおり、極めて不適切であったと言わざるを得ません。

県といたしましては、東京電力に対して、危機管理に関する様々な課題を整理し、体制を整備するよう求めたところであり、必要に応じて立入調査等の実施や取組状況の報告を求めてまいります。

併せて、国に対しては、危機管理体制の充実・強化に向けた指導・監督の徹底を要請しているところであり、今後の調査・対策委員会での議論や、法令改正の状況等を注視してまいります。

いずれにいたしましても、県民の安全と安心を第一とした対応を行ってまいります。

原子力発電所からの放射能漏れによる風評は、国内はもとより広く世界的規模にまで拡大し、県内各地の観光業界や農林水産業界などに風評被害が大きく出ている。東京電力に対しては、損害賠償を求めたいほどの気持ちであるが、風評被害対策について、今後どのように対応していくのか伺う。

また、特に観光分野では、風評被害克服のほか、国体やNHKの大河ドラマの放映などが予定されている「2009年大観光交流年」への準備も必要であるが、国において観光庁を新たに設置する動きがあることも踏まえ、本県の観光分野の体制を強化する考えはないか伺う。

次に、今後の風評被害への対応と観光分野の体制強化についてであります。

風評被害につきましては、県といたしましては、当初より被害を最小限にとどめるため、正確な情報の発信とそれによる本県観光や農林水産物等への安心感の醸成に努めてきたところです。

しかしながら、「風評被害」を強調することは逆に「風評被害」の継続を招くことにも繋がるとの専門家の意見もあるところであり、今後については、本県が誇れる豊かな自然や食、そして多様な温泉、歴史、文化などを粘り強くアピールしていくことが重要と考えております。

また、観光分野の体制強化についてであります。議員ご指摘のとおり観光分野に関しましては、二度の地震からの復

興に加え、2009年の大観光交流年に向けた取組や旅行者ニーズの高度化、多様化を踏まえた中長期的な戦略的対応の必要性が高まっていると考えております。

このため、今後、産業労働観光部の中に観光を所管する独立の組織を新たに設置することも含め検討してまいりたいと考えております。

【参考】

○2008年：G8サミット労相会議、日中経済協力会議

○2009年：新潟県大観光交流年

- ・JRデスティネーションキャンペーン
- ・NHK大河ドラマ「天地人」放映
- ・トキめき新潟国体、大地の芸術祭、県立野球場完成

今回の地震では、国内のほぼすべての原発の最大想定を突破するほどの揺れを測定していることから、今後の調査結果や検討結果によっては、廃炉もあり得るものと理解しているが、知事の所見を伺う。

次に、柏崎刈羽原子力発電所の今後についてであります、現在は、原子炉本体に係る被害状況の点検調査が始まったところであり、今後についてはまだ白紙の状態であります、議員御指摘のとおり、調査結果等によっては、廃炉もあり得るものと考えております。

県といたしましては、7月17日に、東京電力に対して「地域の了解なしには運転再開しないよう」安全協定に基づく措置要求をしたところであり、地域とのコンセンサスができなければ、議論のテーブルに載れないと考えております。

教育問題について

県立大学設立有識者懇談会のこれまでの審議内容と四年制大学設立に向けた今後のスケジュールについて伺うとともに、大学の開学時期と学長予定者の選考状況についても併せて伺う。

総務管理部長 答弁

県立大学についてであります。

県立大学基本構想を平成18年1月に公表したところですが、県立大学設立有識者懇談会は、新しい時代要請の反映など多角的な視点に立って、基本構想を更に充実させることを目的としております。懇談会につきましては、昨日をもって終了し、来月、県立大学の設立に関する提言をいただく予定であり、その後、設立準備委員会を設置し、具体的な準備作業に入ることにしております。

また、開学時期につきましては、文部科学大臣の認可等の課題もございますが、平成21年度の開学に向けて準備を進めたいと考えており、学長予定者の選考につきましては、現在固まりつつある状況ですので、設立準備委員会の設置に向けて公表できるよう、進めたいと考えております。

教育再生関連三法案の成立を受け、中央教育審議会等において新しい学校教育の内容や仕組みについて議論がなされ、小・中学校の新しい学習指導要領の枠組みが新聞等で報道されている。県として、このような動きにどのように対応していくのか、教育長の所見を伺う。

教育長 答弁

学習指導要領改訂の動きへの対応についてであります。議員御指摘のとおり、中央教育審議会は、新しい学習指導要領の枠組みを素案としてまとめたところであり、その主な内容は、主要教科の授業時間の1割増や、小学校における「英語活動」の新設などであります。

県教育委員会では、これまで、現行学習指導要領の着実な実施に向けて、各学校の取組を支援してまいりましたが、新たな改訂に当たっても、その基本理念やねらいをしっかりと見定め、効果的な支援に努めてまいりたいと考えております。

学習指導要領の改訂に向け、いわゆる「ゆとり教育」に歯止めを掛けるべく、小・中学校の主要教科の授業時間の1割増など、様々な報道がなされている。本県の小・中学校が、授業時間の増加に対して適切に対応できるよう、県としてどのように取り組んでいくのか伺う。

教育長 答弁

次に、授業時間の増加と県の取組についてであります。中央教育審議会の素案では、国語や算数・数学等の授業時間を約1割増やすと同時に、総合的な学習の時間や選択教科の授業時間を減ずることとし、小学校6年間で280時間、中学校3年間で105時間増やすこととしております。

本県においては、これまでも、すべての小・中学校で、文部科学省が示す標準時間を上回る授業を実施していることから、児童生徒にとってそれほどの加重負担とはならないものと考えておりますが、いずれにいたしましても、時間割表の工夫や長期休業の短縮などにより、適切に対応するよう指導してまいりたいと考えております。

本年4月に実施された全国学力・学習状況調査は、各教育委員会や学校が、全国的な状況との関係において、自らの教育の結果を把握し、改善を図るために意義あるものと考えます。県において、県や市町村の結果の公表をどのように行うのか伺う。

教育長 答弁

次に、全国学力・学習状況調査結果の公表についてですが、

文部科学省は、教科ごとの平均正答数などを、国全体、各都道府県別に公表することとしております。

また、この調査の実施要領において、県教育委員会は、県内の市町村名を明らかにした公表を行わないことと定められていることから、県独自の公表は行わないこととしております。

同様に、市町村教育委員会は、個々の学校名を明らかにした公表は行わないこととされていることから、それに基づき適切に対応するよう、市町村教育委員会に対して指導・助言を行ったところであります。

全国学力・学習状況調査の結果を有効に活用してきめ細かに学力の底上げを図ることは、教育の活性化にとって極めて重要であると考えます。県として、この調査結果をどのように活用し、児童生徒の学力の底上げを図っていくのか伺う。

教育長 答弁

次に、全国学力・学習状況調査の結果の活用についてありますが、

県教育委員会では、調査結果の分析を行うため、小・中学校関係者や大学教官等からなる検証改善委員会を設置したところであります。

今後、この委員会において、調査結果を詳細に分析・検証し、学力向上のための課題とその改善策を明らかにした「学校改善支援プラン」を作成し、各学校の学力実態に応じたきめ細かな指導・助言を行うことにより、児童生徒の学力の底上げを図ってまいりたいと考えております。

本年2月に廃止した県立高校の通学区域については、一部に不安の声も未だ聞こえているようだが、通学区域廃止という制度変更にあたり、現在、どのような準備を進めているのか、その取組状況について伺う。

教育長 答弁

次に、通学区域廃止に伴う取組状況についてであります。今年度、中学生とその保護者向けに、学区廃止の背景や趣旨、今後の学校選択のポイントなどについて、リーフレットを作成し、配付するとともに、県内8地域で開催した中高連携進路指導協議会において、保護者等に直接説明するなど、周知に努めてまいりました。

また、来年度の募集学級計画において、生徒が安心して入りたい学校を選択できるよう、地域ごとに募集定員に余裕をもたせるなど、不安解消に努めてきたところであります。

農業問題について

本県農業の持続的な発展のためには、地域農業の中心となる担い手の育成が喫緊の課題と考えるが、品目横断的経営安定対策の本年度の加入申請状況を踏まえ、これまでの取組の評価と今後の県の取組方針について伺う。

次に、農業問題についてお答えします。

まず、品目横断的経営安定対策の取組の評価と今後の方針についてであります。

これまでに、農地面積の約40%が本対策の支援対象となり、県全体で見れば今後の担い手の経営発展に向けた基礎固めができたと考えております。しかし、加入申請状況には地域差がみられ、特に中山間地域においては、取組が遅れている傾向があります。

今後は、本年度対象となった担い手に対しては、担い手サポートセンターを活用して企画・販売力など、経営発展に向けた支援を進めるとともに、中山間地域に対しては小規模農家、兼業農家等も参加できるような組織化の働きかけを行ってまいりたいと考えております。

国においては、「農地の利用本位の政策」への転換を図るべく見直しを進めている。水稻主体の本県農業では、担い手の経営発展に際して農地の規模拡大を進めるだけでなく、農地の面的な集積を進め効率的な営農を実現することが重要であると考えます。国が進める農地政策の見直しに関して、県の基本認識を伺う。

次に、国の農地政策の見直しについてであります、
担い手の経営発展に際しては、

- ・ 企画・販売力を強化し売上額の向上を図るとともに、
- ・ 農地集積による経営規模の拡大や、
- ・ 農地の面的な集積による営農効率の向上

が重要な課題と認識しております。

このため、農地政策の見直しを図ることは、担い手が経営発展を図るうえからも必要と受け止めておりますが、現在、国が進めている見直し内容については、未だ検討段階であり、法理論からの課題もあると認識しておりますので、今後の検討を注視してまいりたいと考えています。

18年産の新潟米の厳しい販売状況や消費者の低価格米志向の進行から、全農新潟県本部では、19年産米の仮渡金の大幅な引下げを決定したところである。新潟米が直面しているこのような状況をどのように認識し、県としてどう対応すべきと考えているのか伺う。

次に、「新潟米」の販売状況に対する認識と、今後の対応方向についてであります。

18年産の「新潟米」は、8月15日現在の全農扱いで3万トン以上の未契約が生じており、19年産米も全国的な需給状況から見て、一層厳しい販売環境になるものと懸念しております。

また、「新潟米」という一つのブランドでありながら、品質に幅があるとの指摘も一部にあり、高価格で買っていただくために、消費者の視点で、価格に見合う良食味・高品質を担保する仕組みづくりを支援していきたいと考えております。

また、米価の下落は、担い手や生産条件の不利な中山間地域に最も大きな影響がありますので、経営安定対策等の一層の充実を国に要請するとともに、複合化・多角化による新たな経営の柱づくり等によって、農業所得を確保するための対策を総合的に推進していく必要があると考えております。

医療・福祉問題について

姫川病院の閉院に伴い、糸魚川総合病院の勤務医負担軽減のため、メディカルクラーク導入に対し支援する考えであると聞いている。全県的な勤務医確保対策として、新たにどのような取組を行っているのか伺う。

福祉保健部長 答弁

勤務医確保対策としての新たな取組についてであります。県内の医師不足については、現在の制度・枠組みのもとで地方の努力のみで解消することは、極めて困難であると考えており、従来から国に対して要望している「へき地等への勤務の義務化」に加え、新たに「外国人医師の活用」についても、提案していきたいと考えております。

また、県の新たな取組としては、「ドクターショートサポートバンク」の創設や、「メディカルクラーク」の配置などモデル的な支援事業を通じ、勤務医の負担軽減を推進するとともに、県内すべての臨床研修病院などの連携を強化し、魅力的なプログラムの提供による研修医の確保を検討してまいります。

知事は6月議会において、勤務医確保対策の一つとして、外国人医師の活用に向けた検討を進めると発言しているが、医師法では、外国人医師の日本国内での医療行為は認められておらず、外国人医師の活用をどのように進める考えなのか、検討状況について伺う。

次に、医療福祉問題についてお答えします。

まず、外国人医師活用に向けた検討状況についてであります
すが、

県内における医師の絶対数、とりわけ、へき地等の勤務医が不足している中で、既に医師としての十分な技能を有している外国人医師の活用は、即効性のある対策と考えております。

本県では、昭和58年に中国黒竜江省と友好協定を締結し、新潟大学医学部や県立がんセンター新潟病院に多数の留学生や研修生を受け入れ、有能な中国人医師の養成に貢献してまいりました。

こうした外国人医師が、へき地等の医師不足地域において医療に従事することができるよう、規制改革や構造改革特区の提案を行うこととしております。

少子化対策を政策の柱に掲げる本県にあっては、小児救急医療提供体制の確立は、喫緊の課題と認識している。本県の小児救急医療提供体制の充実に向けた取組について伺う。

次に、小児救急医療提供体制の充実についてであります。小児科医が不足している本県におきましては、二次救急医療を担う地域の病院の小児科医と、初期救急医療を担う小児科開業医との連携に加え、内科医等の小児科以外の医師からの協力も得ながら、地域全体で支える休日夜間の小児救急医療体制を構築することが重要であると考えております。

このため、県といたしましては、市町村と地元医師会が協力して取り組む小児救急医療体制整備についての調整・支援を引き続き行うとともに、小児科以外の医師に対する研修等の取組を更に進め、地域で協力していただける医師の確保を図りながら、県内すべての圏域において小児救急医療が確保できるよう努めてまいります。

地元自治体や関係機関との協議も進んでいると思うが、魚沼基幹病院の具体的な建設候補地の選定については、どのような状況にあるのか伺う。

福祉保健部長 答弁

次に、魚沼基幹病院の建設候補地についてであります。基幹病院の設置場所の選定に当たりましては、新しい病院の機能が最大限発揮されることを主眼といたしまして、通院や救急搬送における利便性、首都圏等からの医師確保等の優位性、さらには、地元からの要望など、総合的な観点から、浦佐地区の「ゆきぐに大和病院隣接地」を最有力候補として、現在、検討を進めているところでございます。

県内において、これまでコムスンによって提供されてきた介護サービスは、今後、継承事業者に引き継がれることになる。早朝・夜間や休日のサービスも含めて、事業の空洞化も指摘されていることから、利用者へのサービスが継続して提供されるのか心配しているところであるが、その見通しを伺う。

福祉保健部長 答弁

次に、コムスンのサービス提供の継承についてであります
が、

コムスンの継承事業者の選定については、コムスン社内に設置された外部の弁護士等で構成される「第三者委員会」において審査され、利用者とのサービス契約をそのまま引継ぎ、サービス内容も変更することなく実施することが条件となっております。

こうしたことから、県内の利用者についても早朝・夜間や休日のサービス提供も含めて継続されるものと考えておりますが、個人ごとのサービス継続の状況についてきめ細かく確認しながら、必要に応じて事業者を指導してまいりたいと考えております。

コムスンが行ったような虚偽申請等の法令違反が再び繰り返されることのないよう、厳正な審査が求められるが、今後の審査にあたって、どのような審査や指導を行うつもりなのか伺う。

次に、介護事業者の指定審査についてであります。

コムスンの法令違反は、管理者やサービス提供責任者等を配置せず、国が定めた人員基準を満たさないまま指定を受けたことによるものであります。

本県における監査では、このような悪質な事例は認められませんでした。事業者の指定審査に当たっては、必要な人員の確保状況や、法令遵守の体制整備等を重点的に審査してまいりたいと考えております。

なお、今回の問題については、そもそも管理者等の配置基準が実態に合っていない面もあり、その見直しについても国に要望してまいりたいと考えております。